

東京都交通安全協会に入れます

示談交渉サービス付

自転車向け保険

ネットと
スマホで
簡単契約

GK ケガの保険(パーソナル総合傷害保険【交通傷害型】)

自転車向け保険の特長	
①	自転車事故などによる損害賠償責任を最大 3億円 まで補償！ (訴訟費用もお支払します)
②	保険会社による 示談交渉サービス付き なので安心！
③	自転車事故など、 交通事故によるご自身のケガ も補償！
④	インターネットとスマホによる簡単な手続き！ 保険料のお支払いは便利な クレジットカード払い ！
⑤	電話による 無料相談サービス がご利用いただけます！

東京都の自転車条例では、自転車の安全な利用と損害賠償責任保険への加入等の努力義務が規定されています。

補償内容

サイクリングや通勤・通学中など、自転車
乗用中における次の事故を補償します！

加害者となり、損害賠償責任を負った場合の補償 ※1

自転車で相手に
ケガをさせた。



相手の持ち物を壊した



ご自身のケガの補償 ※2









自転車事故で転倒した



※1：自転車事故に限らず、日常生活において負った傷害賠償責任が補償対象です。

※2：自転車事故に限らず、交通事故によるケガが補償対象です。

ご契約コース

			Aコース	Bコース	Cコース
賠償		日常生活賠償保険金額	3億円	3億円	3億円
ご自身のケガの補償		死亡・後遺障害保険金額 (後遺障害等級第1～7級限定)	500万円	500万円	290万円
		入院保険金日額	6,000円	6,000円	4,000円
		通院保険金日額	1,000円	—	—
年間保険料		個人型	7,230円 (月額約603円)	5,320円 (月額約443円)	3,990円 (月額約333円)
		夫婦型	9,980円 (月額約832円)	7,320円 (月額610円)	5,230円 (月額約436円)
		家族型 (配偶者対象外)	11,230円 (月額約936円)	8,510円 (月額約709円)	5,970円 (月額約498円)
		家族型	13,980円 (月額1,165円)	10,510円 (月額約876円)	7,210円 (月額約601円)

※家族型（配偶者対象外）は、配偶者を除いた家族となります。

自転車の高額賠償事故がおきています。

賠償命令額は、加害者が支払いを命じられた金額です。

判決	賠償命令額	事故の概要
東京地裁 2014年	約 4,700 万円	男性が信号を無視して、青信号で横断中の女性と衝突。女性は頭部を強打し、5日後に死亡した。
神戸地裁 2013年	約 9,500 万円	小学生が自転車で坂を下っている際に歩行中の女性と衝突。女性は寝たきりの状態となった。

ご契約手続きの流れ

パソコンからスマホから全国いつでも契約 OK !

東京都交通安全協会

検索



STEP 1

検索サイト@さいくるのインターネットサイトにアクセスします。

STEP 2

ご契約手続き画面に沿って、お客様の情報を入力し、ご契約タイプを選択します。所要時間約 10 分でお手続きできます。

STEP 3

ご契約手続き完了ボタンを押すとお手続きが完了し、ご契約成立となります。「お客様 Web サービス」でご契約内容等をご確認いただけます。

自転車向け保険についてのご注意

●ご加入について

①お申込みいただける方は、申込み時点で満 18 才以上の方です。

②被保険者（補償の対象者）ご本人としてご加入いただける方は、保険始期日時点における年齢が満 69 才以下の方です。
例) ①75 才の方が 10 才の孫を補償の対象に加入させることは可能です。

②75 才の方がご自身を補償の対象者として加入することはできません。

●この保険の保険期間は、1 年間です。毎年ご継続手続きが必要です。

●日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族および別居の未婚の子となります。

●死亡・後遺障害保険金額について

①次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(※1) と合計して、被保険者 1 名につき 1,000 万円が上限となりますのでご注意ください。

- ・始期日時点で被保険者 (※2) が満 15 才未満の場合
- ・保険契約者と被保険者 (※2) (満 15 才以上) が異なる場合

②本人型以外の場合、被保険者ご本人以外の被保険者（被保険者ご本人の配偶者および親族）についてご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」(※1) と合計して、被保険者 1 名につき 1,000 万円が上限となります。

(※1) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、パーソナル総合傷害保険、交通事故傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(※2) 本人型以外の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

●日常生活賠償特約は、補償内容が同様の保険契約（GK ケガの保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

保険料、補償内容、ご加入条件等に対するご不明点がございましたら、取扱代理店にご連絡をおねがいします。

取扱代理店： 一般財団法人 東京都交通安全協会